

答申第 1195 号

諮問第 1853 号

件名：政策顧問の海外出張の渡航先等が分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 31 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 8 月 14 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、政策顧問が知事の海外渡航に同行した実績及び県の費用負担を把握することができる文書の開示を求めるものと解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

政策顧問の知事海外渡航への同行については、その度毎の政策目的との関連を踏まえ、政策顧問から渡航費・滞在費等を自己負担とした上で同行の申出を受けて、県としても同行することで、今後、より適切な助言・提言を受けることができ、政策目的をより達成することが期待できることから行っているものである。

県から政策顧問に対して同行を依頼したものではなく、渡航先での県の用務における特段の役割も求めているため、渡航用務における同行者の一人として県が管理する必要はなく、政策顧問の渡航先、目的と成果が分かるような文書を作成することがない。

また、渡航への同行行程（日程、利用航空便、滞在先）については、知事の渡航日程に合わせて、政策顧問自身が調整・手配を行っており、県は

一切関与していないため、これらが分かる文書を作成することはない。

加えて、前述のとおり、渡航費・滞在費等は政策顧問の自己負担であること、県から同行を依頼したものではないことから、政策顧問に対する報酬や県が負担した実費（食事代含む。）は発生しないため、そもそもこれらに関する文書を作成することはない。

以上のことから、本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした原処分は妥当である。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、政策顧問が知事の海外渡航に同行した実績及び県の費用負担を把握することができる文書と解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、県から政策顧問に対して同行を依頼したものではなく、渡航先での県の用務における特段の役割も求めているため、渡航用務における同行者の一人として県が管理する必要はなく、政策顧問の渡航先並びに目的及び成果が分かるような文書を作成することはないとのことである。

また、渡航への同行行程については、知事の渡航日程に合わせて、政策顧問自身が調整・手配を行っており、県は一切関与していないため、これらが分かる文書を作成することはないとのことである。

さらに、渡航費・滞在費等は政策顧問の自己負担であること及び県から同行を依頼したものではないことから、政策顧問に対する報酬及び県が負担した実費は発生しないため、これらに関する文書を作成することはないとのことである。

イ 当審査会において実施機関に確認したところ、政策顧問との間で海外渡航の日程に関する打合せを行うことはあるものの、その際も文書を作成することはないとのことである。

また、実施機関において知事の海外渡航に関して政策顧問の名前が記載された記録がないか探索したが、存在しなかったとのことである。

ウ 以上のことを踏まえ、当審査会において検討したところ、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明は不自然ではないかとの指摘はあったものの、他に本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情は認められず、また、審査請求人において、実施機関が本件請求対象文書を保有していることを根拠付ける具体的な主張をしているわけでもないことから、本件請求対象文書は存在しないと認めることが妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) 付言

実施機関によると、政策顧問の知事の海外渡航への同行は、帰国後、より適切な助言・提言を受けることができ、政策目的の達成につながることを期待できることから、申出を受けているとのことである。このことを踏まえると、そうした同行の事実を記録することは、より一層開かれた県政の実現に資する意義を有するものと思料される。

実施機関にあつては、県の諸活動を県民に説明する責務が果たされるようにするという、条例第 1 条の趣旨を可能な限り生かす見地に立った対応が期待される。

別記

A 政策顧問の海外出張（県知事への同行）の渡航先、目的と成果、日程と利用航空便、滞在先、報酬と県が負担した実費（食事代含む）が分かるすべての文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 0 . 2 0	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 1 1 . 2 6	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
8 . 4 . 2 3 (第 726 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
8 . 5 . 2 0 (第 727 回審査会)	審議
8 . 6 . 3 0	答申